

In depth

A look at current financial reporting issues

2022年3月18日(2022年5月19日アップデート)

In depth No. 2022-05

ロシアによるウクライナ侵攻の会計上の影響

4. 金融商品

FAQ 4.1—IFRS第9号の範囲に含まれる既存の金融商品の会計処理において、ロシアのウクライナ侵攻の影響を反映させる際に検討すべき要素にはどのようなものがありますか

質問

IFRS第9号の範囲に含まれる既存の金融商品を会計処理する場合、ロシアによるウクライナ侵攻および制裁措置や各国政府による行政措置など関連する対応(総称して「侵攻」)により生じる可能性のある影響は、個別の事実および状況によって多岐にわたります。最初にこれらを識別し、次に金融商品の会計処理に反映させる際に、検討すべき関連する要素にはどのようなものがありますか。

回答

IFRS第9号は契約に基づく会計基準であるため、侵攻が金融商品の契約条件に与える影響を理解することが、基本的な第一歩となります。これは複雑かつ法律専門家の意見を必要とする場合があります。これらの契約上の影響を理解すれば、認識(および認識の中止)、測定、表示、および(または)開示に及ぶ、適切な会計上の要求事項を適用することができます。これを行う方法の1つは、以下の質問を順番に検討することになります。

1. 契約の理解
 1. 侵攻が金融商品の既存の契約条件に与える直接的な影響は何か
 2. 侵攻が金融商品の既存の契約条件に与える間接的な影響は何か
 3. 侵攻が金融商品の契約条件に与えるその他の影響は何か
2. 直接的な会計上の影響
 - a. 金融商品の認識(または認識の中止)についてどのような影響があるか
 - b. 以下に関し、金融商品の測定についてどのような影響があるか
 - i. 上記1aから1cで識別された契約上の変更
 - ii. その他の要因
 - c. 金融商品の表示についてどのような影響があるか
 - d. 金融商品の開示についてどのような影響があるか
3. 間接的な会計上の影響
 - a. 直接的な会計上の影響からどのような間接的な会計上の影響が生じるか

これらの質問のそれぞれについて、以下でより詳細に議論しますが、提供する例は、網羅的であることを意図したものではなく、むしろ、特定の金融商品または金融商品のグループを分析する際に考慮すべき潜在的な要因を例示したものです。したがって、資本性投資または金融保証のような、特定の種類の金融商品が例に含まれていない場合でも、それらに発生し得る影響について考慮しなければなりません。また、提供する例には含まれていないものの、会計上の影響の可能性が他にも多くあります。これらの詳細については、その他の個別のFAQをご参照ください。

ださい。

1a 侵攻が金融商品の既存の契約条件に与える直接的な影響は何か

以下のような例が考えられます。

- ローンの契約条件には、制裁措置の発動を債務不履行として取り扱うことができる条件が含まれていることがある。これにより以下の結果が生じることがある。
 - 未引出しのコミットメントが終了する
 - 通常の金利より高い延滞利息が課される
 - 引出し済みのローンの元本および未払の経過利息について、支払期日が直ちに到来し要求払いとなる
 - 債権者が、引出し済みのローンの元本および未払の経過利息の即時返済を要求するまたは債務不履行事象を放棄する選択肢を有する
- ローンの契約条件により、米ドル建の支払義務について、支払日の米ドル対ロシア・ルーブルの公定直物為替レートをを用いて計算した同等の金額のロシア・ルーブルで充足することができるため、侵攻以前には当該ローンは米ドル建てとみなされていた。米ドル対ロシア・ルーブルの公定直物為替レートがもはや市場レートとみなされないか、またはアクセス不能である場合、当該ローンは新たなリスクに晒される可能性がある。

1b 侵攻が金融商品の既存の契約条件に与える間接的な影響は何か

以下のような例が考えられます。

- 担保付デリバティブの契約条件により、支払を禁止する制裁措置の結果として生じるマージンコールによる現金の受渡しの不履行を、債務不履行として取り扱うことがある。その結果、デリバティブ契約は直ちに終了し、終了時点のデリバティブの公正価値から保有する現金担保の価値を控除した未収入金または未払金が生じる可能性がある。
- 債券の契約条件にはクロスデフォルト条項が含まれることがあり、その場合、他の負債の債務不履行により、当該債券の元本および未払の経過利息について、支払期日が直ちに到来し要求払いとなる。

1c 侵攻が金融商品の契約条件に与えるその他の影響は何か

以下のような例が考えられます。

- 新たな法律により、金融商品の契約条件に含まれる契約上の権利または義務は、何らかの方法で消滅する、あるいは修正される可能性がある。

2a 金融商品の認識(または認識の中止)についてどのような影響があるか

以下のような例が考えられます。

- 企業が貸付金の全部または一部を回収するという合理的な予想を有していないと結論付ける場合には、IFRS第9号第5.4.4項に従って当該金額を直接償却しなければならない。
- 新しい法律の施行により現金支払に係る契約上の義務が消滅する場合には、通常、IFRS第9号第3.3.1項に基づき、当該現金支払に関連する金額について認識の中止が行われる。しかし、金融商品の契約条件とより広範な法規制との相互作用は複雑となる可能性がある。
- マージンコールに対応できないために担保付デリバティブが直ちに終了し、終了時点のデリバティブの公正価値から保有する現金担保の価値を控除した金額の未収入金または未払金が契約上生じる場合、デリバティブ金融資産または負債について認識の中止を行い、未収入金または未払金を認識しなければならない。デリバティブは、終了時点までの公正価値の変動について再測定が要求される可能性がある。認識された未収入金は、信用リスクを織り込んだ公正価値での当初測定が必要となり、「購入又は組成した信用減損(金融資産)」(POCI)に分類する必要が生じる可能性がある。

2b 金融商品の測定についてどのような影響があるか

この質問は、測定に関して以下の両方を考慮しなければなりません。



- 上記の質問1aから1cにより識別される契約上のキャッシュ・フローの変動
- 契約上のキャッシュ・フロー自体が変動しない場合であっても発生するその他の影響

以下のような例が考えられます。

- ローンが即時に要求払いとなる場合には、IFRS第9号B5.4.6項に基づき、契約上の見積キャッシュ・フローの見直しおよび再測定を行い、結果として生じる利得または損失は直ちに純損益に認識しなければならない。
- 償却原価で測定されるローンの契約条件が、ローンの額面とは異なる通貨での決済を容認している場合、そのような契約条件の結果として生じる見積キャッシュ・フローの改訂は、金融負債の場合にはそれらが密接に関連しない組込デリバティブとして区分処理されないものであるという前提では、IFRS第9号B5.4.6に基づく再測定に反映する。
- 制裁措置およびその結果として生じる事業への影響により、債務者が、その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産に所有者が分類した債券に対する支払を行うことができない場合、これらの制限措置の影響は、所有者により、予想信用損失の測定(信用減損したものとして「ステージ3」への移動の可能性を含む)と当該債券の公正価値に反映する必要がある。

2c 金融商品の表示についてどのような影響があるか

以下のような例が考えられます。

- 過去に「現金同等物」として表示されていた金額が、例えば関連する資金へのアクセスに係る重大な制限を理由として、もはやIAS第7号の「現金同等物」の定義を満たさなくなった場合(ただし、資産は依然として存在すると仮定)には、債権または類似の項目として表示する必要がある([FAQ 7.1.3](#)を参照)。
- IAS第1号に基づき過去に非流動負債として表示されていた借入金が、侵攻により契約上直ちに返済可能となった場合には、流動負債として表示する必要があることになる。

2d 金融商品の開示についてどのような影響があるか

以下のような例が考えられます。

- 要求される利息支払ができないことまたはクロスデフォルト条項により債務不履行が生じ、借入金全額が直ちに返済される可能性がある場合、IFRS第7号第39項で要求される契約満期分析において、過去に「5年以上の支払」として開示されていた6年物の借入金は、「1か月以内の支払」または「要求払」として開示する必要がある。
- 株式またはコモディティの現物による決済が可能な契約について、制裁措置、取引禁止措置または新たな法的制限措置によってそのような決済がもはや不可能となり、代わりに現金を引き渡すことが要求される場合には、IFRS第7号第39項で要求される契約満期分析において新たな現金負債を含める必要がある。

間接的な会計上の影響

3a 直接的な会計上の影響からどのような間接的な会計上の影響が生じるか

以下のような例が考えられます。

- ヘッジ関係において指定されたデリバティブが、マージンコールの受渡しができないことによる不履行を理由として終了する場合、通常、IFRS第9号第6.5.6項もしくはIAS第39項第91項(a)または第101項(a)に従って、ヘッジ関係は終了することになる。
- IAS第12号では、当期税金および繰延税金の影響が、金融商品の再測定または認識の中止から生じる可能性がある。

EX 4.1.1—金融資産の認識の中止

認識の中止のガイダンスの適用にあたり、9つのステップがあります[PwC IFRSマニュアル第44章「金融資産の認識の中止」44.22項から44.99項]。

- ステップ1—すべての子会社を連結する
- ステップ2—フローチャートを適用する対象が、資産(または類似の資産グループ)の一部なのか全部なのかを判定する
- ステップ3—資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅しているかを判定する
- ステップ4およびステップ5—企業は資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を移転したか、または資産からのキャッシュ・フローの支払義務を引き受けたかを判定する
- ステップ6およびステップ7—リスクと経済価値の分析を実施する
- ステップ8およびステップ9—支配に関する分析を実施する

ステップ3における認識の中止は、通常明白であり、ほとんどまたは全く分析を要しませんが、金融商品の契約条件が変更された場合には、状況が複雑になる可能性があります。一つの例として、再交渉により金融資産の条件変更が生じる場合が挙げられます。

金融資産の条件変更がある場合、当該金融資産の全部または一部の認識を中止すべきであるか否かを検討する必要があります。すなわち、改定後の条件により、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利の全部または一部が失効しているか否かを検討します(ステップ2)。

金融負債の条件変更および交換は、改定後の条件が当初の条件と大幅に異なる場合には消滅として取り扱い、認識の中止を行います。IAS第39号またはIFRS第9号には、再交渉された金融資産の認識の中止に対する同等のガイダンスはありません。

1つの合理的なアプローチは、金融負債の条件変更および交換に適用される原則を適用することです。このアプローチに基づくと、当初のキャッシュ・フローに大幅な変更があった場合には、金融資産(または金融資産の一部)の認識の中止および改定後の条件による新しい金融資産の認識が生じます。

契約条件の変更(貸付金の残存期間の変更など)が消滅を表すのに十分といえる大幅な変更であるか否かを評価するためには、判断が要求されます。

改定後の条件に基づくキャッシュ・フローを、契約上のキャッシュ・フロー全額ではなく、減損テストで使用される当初の条件に基づく期待キャッシュ・フローとどのように比較するかについて、検討が必要となる場合があります。借手が財政的困難に陥っているかまたは支払ができない場合、改定後の条件は、当初の契約上のキャッシュ・フローに対する借手の支払能力を反映し、貸手の減損テストにすでに反映されている可能性があります。その他の要素が存在しない場合、これは、当初のキャッシュ・フローが消滅していないことを示唆する可能性があります。

条件変更された金融負債の認識を中止すべきか否かの評価に関するIAS第39号またはIFRS第9号の要求事項には、改定後の条件と当初の条件によるキャッシュ・フローの現在価値を比較する、規範的な定量的テストである10%テストが含まれています(PwC IFRSマニュアル第44章の44.110項を参照)。金融資産について同様の原則を適用する際には、同様の定量的テストを使用すべきとする要求事項は存在しません。金融資産と金融負債では認識の中止に関する要件が異なっており、非対称的な会計処理が生じる可能性があります。この定量的テストの結果のみによって金融資産の認識を継続すべきであると結論付けることは不適切ですが、他の定性的要素と併せて、認識の中止に関する指標の一つとしてこの定量的テストを除外する理由はありません。いずれの評価においても、関連するすべての要素を総合的に検討する必要があります。

契約条件の変更に関する判断を行う際に検討すべき定性的要因には、以下が含まれます。

考慮すべき要因	例
<p>借手が財政的困難に陥っている場合における予想元本および利息額を回収するための貸付金のリストラクチャリング(例えば金利支払猶予期間の設定)。このようなリストラクチャリングは「一時猶予(forbearance)」と呼ばれることがある。</p>	<p>貸付金のリストラクチャリングにおいては、例えば、既定の金利を資産計上している場合に、相対的に短期間における金利支払猶予など、借手の短期間の財政的困難を支援するために支払の一部を繰り延べる場合がある。これがキャッシュ・フローの消滅を意味する大幅な変更であるとみなされる可能性は低い。特に、再交渉された契約に基づくキャッシュ・フローが、借手が当初の契約条件においておそらく支払うことができるキャッシュ・フローをおおむね反映している場合が該当する。ただし、当該金融資産の減損について評価を行う必要がある。</p> <p>一つの金融商品の幅広く複雑なリストラクチャリングにより、異なる契約条件、満期およびキャッシュ・フローのプロファイルを有する一連の異なる金融商品に分割され、期待将来キャッシュ・フローが大幅に変更される場合には、キャッシュ・フローの消滅とみなされ、認識を中止することになる。これは、再交渉されたギリシャ国債に関する狭い範囲の事実パターンについて、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)が2012年9月の会議後に公表した却下通知の文言と整合している。なお、IFRS ICが検討したシナリオは、契約条件の異なる当初の債券を有する複数の債券保有者の全員が、再交渉により同一の包括的な提案を受け入れるというものであった。</p>
<p>利益分配または株式インセンティブなどの実質的に新たな条件の追加</p>	<p>利益分配のように、期待将来キャッシュ・フロー(潜在的に、キャッシュ・フローの変動可能性を含む)を大幅に変更する新たな条件の追加は、当初の資産の全部または一部の認識の中止となる可能性がある。当初の契約および改定後の契約に基づく期待キャッシュ・フローが再交渉日現在で類似していたとしても、当初の契約上のキャッシュ・フローを上回る上方修正の可能性がある場合、それらのキャッシュ・フローのリスク・プロファイルは大幅に変更された可能性がある。しかし、合理的な変動幅であれば、可能性のある上方修正は単に当初の貸付金回収のメカニズムであり、それ以上のものではないという事実が示されている場合には、認識の中止が適切でない可能性もある。</p>
<p>借手が財政的困難に陥っていない場合における大幅な貸付金の期間延長</p>	<p>PwC IFRSマニュアル第44章のEX 44.27.3を参照。</p>
<p>金利の変更</p>	<p>金利の変更、固定金利から変動金利への移行またはその逆(変動金利から固定金利への移行)は、現在の市況を反映する可能性がある。それがキャッシュ・フローの消滅として取り扱われるほど重大か否かは、状況による。</p> <p>この評価は、金融商品の満期(期待キャッシュ・フローのうち、どの程度が変動しない元本ではなく変動する金利支払に関連しているか)および経済環境(当該金融商品の残存期間にわたり見込まれる金利の安定性)の影響を受ける可能性がある。</p>
<p>貸付金に関連する信用リスクに影響を与える担保またはその他の保証および/または信用補完の追加</p>	<p>これは、多くの場合、キャッシュ・フローの消滅とはみなされない(例えば、担保価値が下落した場合に契約違反を防止するために追加担保が差し入れられる場合)。再交渉された貸付金の認識が継続される場合、貸手は、過去に行われた減損の戻れを行うべきか否かの検討が必要になる場合がある。</p>

考慮すべき要因	例
支払の金額または時期を変更しない、契約違反を防止するための貸付金の契約条項の変更	貸付金の契約条項に対する短期的な免除は、それにより当初のスケジュールどおりに貸付金の返済が可能となる場合、重大であるとみなされる可能性は低い。
支払者の変更(例えば、当事者の信用度の変動を原因として、持株会社が子会社の負債を引き受ける場合)	子会社と持株会社の信用度が著しく異なる場合、グループ内の保証がないときには、譲渡後に以前予想したキャッシュ・フローと著しく異なるキャッシュ・フローが生じ、キャッシュ・フローの消滅とみなされる可能性がある。一般的に、新たな支払者が第三者である場合、当初の負債は失効しており、認識を中止することが適切である。
負債性金融商品の表示通貨の変更	2つの通貨の為替レートが固定されていない限り、改定後の貸付金は異なる国の経済の影響を受けるため、通貨の変更は、一般的に既存の貸付金のキャッシュ・フローの消滅を示す。
条件変更の実質が既存の金融資産の決済である場合	金融資産が額面金額で期限前償還可能であり、再交渉日に重大なペナルティが課されない場合、再交渉された金利は、新たな契約条件における現在の市場金利に近似する。 同様に、再交渉日時点において金融資産の満期日が近く、当該金融資産の満期が相当の期間にわたり延長された場合、再交渉された金利は、新たな契約条件(新たな満期日を含む)における現在の最新の市場金利に近似する。

EX 4.1.2—キャッシュ・フローの条件変更による金融資産の認識の中止

ある銀行は、借手と期間10年の貸付金(償却原価で測定、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定)の契約を締結した。貸付金には、4%の金利が付されている。

8年目末において、独立第三者間の再交渉の結果、残存満期は2年から12年に変更され、金利は満期まで6%に改定された。借手は、財政的困難には陥っておらず、(IAS第39号に基づく)減損の客観的な証拠は認識されていない。貸付金には(IFRS第9号に基づく)信用リスクの著しい増大が生じていない。

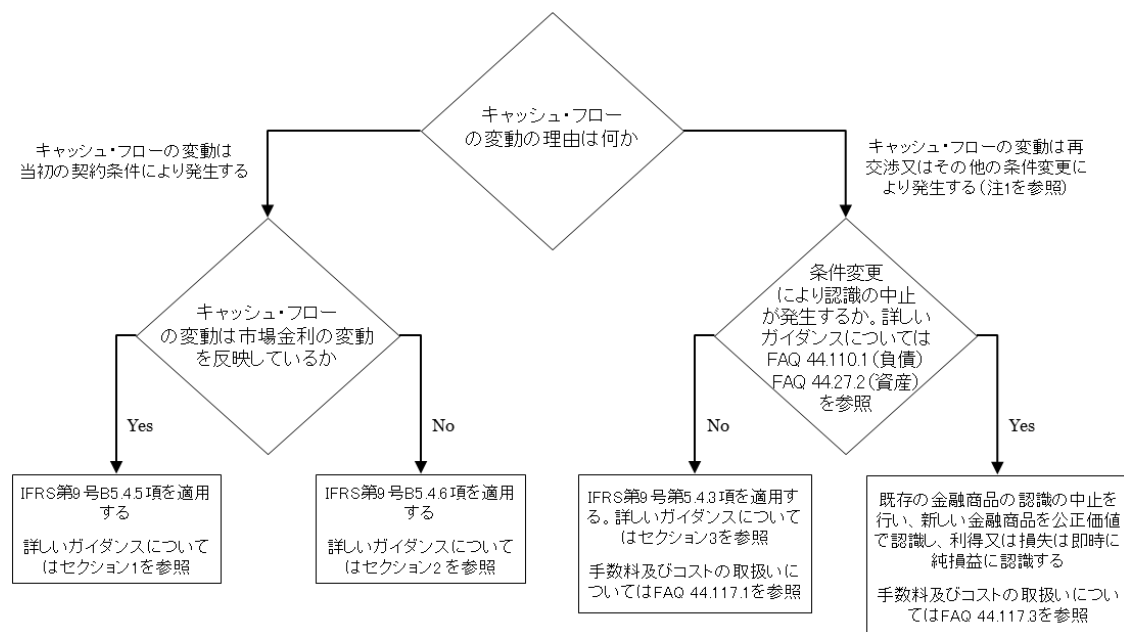
この状況において、銀行は、今後2年間にわたる4%の利息および2年後に元本を受け取る権利を放棄している。これらのキャッシュ・フローに対する権利は消滅しているため、銀行は認識の中止を行わなければならない。12年後の元本の返済および今後12年間にわたる6%の利息から構成される、期間12年の新たな貸付金は、再交渉時の公正価値で認識しなければならない。

FAQ 4.1.3—企業は償却原価で測定する負債性金融商品またはその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債性金融商品のキャッシュ・フローの変動をどのように会計処理すべきでしょうか

以下のガイダンスでは、償却原価またはFVOCIで測定する負債性金融商品のキャッシュ・フローの変動に対する会計処理を扱っています。特定の状況では、発行者が償却原価で会計処理する金融負債について、保有者は純損益を通じて公正価値で会計処理する場合があります。このようなシナリオでは、以下のガイダンスは発行者にのみ適用されます。

金融商品のキャッシュ・フローは、さまざまな異なる理由により変動する可能性があります。IFRS第9号は、キャッシュ・フローの変動をどのように扱うかについて、変動の内容に応じて、B5.4.5項(変動金利商品または構成要素)、B5.4.6項(その他の金融商品または構成要素)、第5.4.3項(条件変更)でガイダンスを提供しています。以下

のフローチャートを用いて、IFRS第9号のどの要求事項を適用するのかが決定することができます。



(注1) 額面金額で(または僅少な補償額のみで)期限前償還される貸付金は、キャッシュ・フローの変動の実質を判定するために入念な分析が要求される可能性があります(詳しいガイダンスについては、セクション1の最後のパラグラフを参照)。

セクション1—契約条件により生じるキャッシュ・フローの変動は、どのような場合にIFRS第9号B5.4.5項(変動金利商品または構成要素)の対象となるか

IFRS第9号B5.4.5項は、「変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産または変動金利の金融負債が、満期日に受け取るかまたは支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは当該資産または負債の帳簿価額に通常は重要な影響を与えない」と述べています。

したがって、IFRS第9号B5.4.5項は、「変動金利」の金融資産および金融負債に適用されます。変動金利商品とは、当初の契約条件に、キャッシュ・フローが市場金利の変動を反映するように改定される(または改定される可能性がある)条項が含まれる商品です。

市場金利は、一般に、ベンチマーク金利(SONIAなど)で表される貨幣の時間価値、信用および他のスプレッド、利益マージンなど、さまざまな要素から構成されています。

したがって、契約上、金融商品のキャッシュ・フローがこれらの構成要素のいずれか、またはすべての変動を反映するように改定されることを規定している場合、それらの変動には、IFRS第9号B5.4.5項が適用されます。例えば、SONIA+2%の金利が付された貸付金についてのベンチマーク金利(SONIAなど)の変更、借手の信用リスクの変化を反映して信用スプレッドが改定される「ラチェット・ローン」、同一の借手が他のローンを借りた場合に利益マージンが調整される抱き合わせ条項が付された貸付金などです。

改定の頻度、および改定のタイミングが一方の当事者もしくは他方の当事者の支配下にあるか否か、または改定のタイミングが事前に指定された間隔もしくは事象によるか否かは、IFRS第9号B5.4.5項が適用されるか否かに影響しません。したがって、当初の金利が指定された長い期間の後(例えば、2年後)に最初に改定され、その後は、より頻繁に(例えば、月次)金利が改定される貸付金は、IFRS第9号B5.4.5項の対象になります。ただし、金利が改定されるたびに、次の金利改定日まで課される金利が当該期間の市場金利であることが前提です。同様に、クレジットカードまたは表示金利が貸手の基準金利もしくは標準変動金利である貸付金など、貸手の裁量で金利が改定される貸付金は、当該金利が当該商品の貨幣の時間価値および信用リスクを反映していることを前提に、IFRS第9号B5.4.5項の対象になります。

最も一般的には、契約における改定の特徴は、利息の再設定として表されます。IFRS第9号B5.4.5項を同じ効果を有する他の契約条件に適用することは許容可能です。この例としては、借手がいつでも額面金額で(または僅少な補償額のみで)期限前償還できる固定金利の貸付金があり、その特徴の効果により、借手はキャッシュ・フローをその時点の市場金利に改定することを貸手に合意してもらうことができます。

物価連動債券へのIFRS第9号B5.4.5項およびB5.4.6項の適用については、PwC IFRSマニュアル第42章のFAQ

42.122.1を参照。

セクション2—契約条件により生じるキャッシュ・フローの変動はどのような場合にIFRS第9号B5.4.6項(その他の金融商品または構成要素)の対象となるか

IFRS第9号B5.4.5項の対象となる変動金利の金融資産または金融負債(セクション1参照)に該当しない金融商品について、IFRS第9号B5.4.6項の要求事項は、当初の契約条件に基づく実際のキャッシュ・フローまたは期待キャッシュ・フローの変動に適用されます。IFRS第9号B5.4.6項は、「企業は、金融資産の総額での帳簿価額または金融負債の償却原価を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利で割り引いて再計算する。この修正は、純損益に収益または費用として認識される。」と述べています。

したがって、IFRS第9号B5.4.6項は、契約上、キャッシュ・フローの改定が規定されているが、改定される金額が市場金利の変動を反映していない場合に適用されます。例えば、利益参加型の貸付金(利息が借手の純利益に応じて変動するもの)やベイルイン債(借手が特定の規制上の自己資本比率に抵触したときにその契約上の支払が減少するもの)などが挙げられます。

セクション3—金融資産および金融負債の条件変更

IFRS第9号第5.4.3項は、金融商品の条件の再交渉および他の条件変更に応用され、「金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるかまたは他の方法で条件変更され、その再交渉または条件変更により本基準に従って当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得または損失を純損益に認識しなければならない」と要求しています。IFRS第9号BC4.253項は、条件変更された金融負債の会計処理は、条件変更された金融資産の会計処理と整合的であると述べています。

したがって、再交渉または他の条件変更によって生じる契約条件の変更は、たとえその変更によりキャッシュ・フローが市場金利の変動を反映するように改定される場合であっても、IFRS第9号第5.4.3項に基づいて会計処理されます。例えば、より高い利息の支払と引き換えに、財務制限条項を削除または修正するように条件が再交渉される貸付金が挙げられます。また、他の例としては、借手が財政上の困難に陥っているため、契約上のキャッシュ・フローを減少させるように再交渉される貸付金が挙げられます。

FAQ 4.1.4—金融資産の分類変更の要件および分類変更の時点はどのように評価されますか

IFRS第9号第4.4.1項は、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産を分類変更することを企業に要求しています。こうした変更は、IFRS第9号B4.4.1項に従って、企業の上級経営者が外的または内的な変化の結果として判断するものであり、企業の営業にとって重要で、外部当事者に対して立証できるものでなければなりません。

質問1

そのような変化が存在しているか否かを評価する際に関連する検討事項は何でしょうか。

回答

事業モデルの変化は、「極めて稀」であると予想され、企業が自らの営業にとって重大な活動の開始または終了のいずれかを行う場合にのみ生じます。したがって、当該要求事項をこの文脈上で解釈することが重要です。また、IFRS第9号B4.4.3項は、下記の事項は事業モデルの変更に応用しないと述べています。

- 特定の金融資産に係る意図の変更(たとえ市況に著しい変化がみられる状況でも)
- 金融資産に関する特定の市場の一時的な消失
- 異なる事業モデルを有する企業内の部門間での金融資産の移転

IFRS第9号B4.4.1項およびB4.4.3項の解釈に関連するその他の検討事項は以下のとおりであり、これらのすべてを満たさなければなりません。

- **企業の事業にとって重大**: 重大さは企業全体のレベルで考慮しなければならない。なぜなら、IFRS第9号がそれよりも低いレベルで考慮すべきであると述べていないためである。しかし、変更が「重大か」否かは、定性的要因および定量的要因の両方を考慮しなければならない場合には判断の問題となる。例えば、金融機関の場合、規制上の資本の管理は、企業の営業の他の側面より事業にとってより重要な領域であるとみなされる可能性がある。したがって、規制上の資本に関連する小さい

金額の変更が、他の重要性が低い企業の営業の側面における類似の金額の変更より重大であるとみなされる可能性がある。

また、企業の個別財務諸表目的では重大である変更が、「企業」がより大規模な連結グループである場合、連結財務諸表では重大でない可能性もあります。これにより、重大性の閾値が異なるために、個別財務諸表と連結財務諸表で事業モデルが異なるという結果が生じる可能性があります。

- **企業の上級経営者による決定:** 変更が、重大かつ企業の上級経営者によって決定されるものであるべきとの要求事項を考慮すると、この意思決定は、他の重大な決定で用いられる企業のコーポレート・ガバナンスのプロセスによって行われることが予想される。これは、取締役会または執行委員会などの上級経営者の集合的なグループを通じて行われることが多い。なぜならこの重大な意思決定は、一人の個人のみによるものではなく、集合的な意思決定を必要とするためである。しかし、企業によっては、個人が通常のコーポレート・ガバナンスのプロセスにおいて重大な意思決定を行う責任を有している場合もある。そのようなシナリオでは、IFRS第9号B4.4.1項の目的上、企業の「上級経営者」は、個人であると結論付けられる可能性がある。
- **外部当事者に対して立証可能:** 外部当事者に対して立証可能であるためには、当該事業モデルの変更が第三者にとって明確に可視化されていることが要求されるが、ロシアによるウクライナ侵攻の結果として生じる変更の文脈においては、侵攻自体が明確に可視化されていることは要求されない。IFRS第9号B4.4.1項の例で説明されているとおり、このような可視化は、公開されている別の企業の取得についての開示や、金融機関であれば、顧客が今後は新たな住宅ローンを得ることができないことを意味する個人向け住宅ローン事業の終了によりもたらされる可能性がある。こうした可視化は、企業が責務を放棄するであろうという期待を他の当事者に生じさせるような、企業が第三者の目に見える行動をとる場合に関するIAS第37号の推定的義務の概念に類似しており、当該変更は容易に覆されないまたは単なる一時的ではないことを確かめる上で役立つ。これとは別に、財務諸表における変更の開示または企業の報告済みの業績に対する重要性のある影響の開示は、「第三者に対して立証可能」であるとの要求事項を満たすには十分でない。また、報告済みの重要性のある売上がないなど、活動が存在しないことも、この要求事項を満たすのに十分ではない。なぜなら、これは、外部当事者または顧客にほとんどまたはまったく影響を与えない内的な意思決定である可能性があるためである。取締役会議事録などの文書に記録された証拠も、通常の営業過程では第三者が入手可能でない場合、十分ではないとみなされる。

したがって、第三者に立証可能な変更は限られています。特に、金融機関が保有する流動性の高い優良な投資有価証券のポートフォリオなど、通常は外部の利害関係者が直接関与しない資産グループがこの条件を満たす可能性は低くなります。しかし、外部の規制当局から「回収のために保有する」事業モデルから売却を行うなどの変更が要求され、この変更が公表される場合には、外部に可視化されるという要求事項が存在するため、第三者に立証可能であるとみなされるでしょう。

- **一部の資産のみに影響する変更:** 変更が、ある事業モデルの中の、予め定められた明確に区別可能なポートフォリオ全体に影響を与える場合には、事実および状況に応じて、この変更は、そのポートフォリオについて事業モデルの変更として扱われ、その結果として分類変更となる可能性がある。詳しくは、PwC IFRSマニュアル第42章のFAQ 42.59.3を参照。

そうでない場合、変更が、結果として分類変更をもたらす事業モデルの変更に該当するためには、当該事業モデルの中の資産のすべてに対する目的に影響を与える必要があります。事業モデルの変更および分類変更を、事業モデルに含まれる資産の一部のみに適用することは認められません。これは、IFRS第9号B4.4.3項(a)が、単一の事業モデルに含まれる個々(またはグループ)の資産に係る意図は、事業モデルの変更が生じたか否かを決定する際に考慮すべきではないと明確にしているためです。また、IFRS第9号B4.4.3項(c)も、異なる事業モデルを有する企業内の部門間での金融資産の移転は事業モデルの変更に該当しないと述べています。

これを実務に適用し、「回収のために保有する」事業モデルにおいて金融サービスグループによって組成されたSPPIローンのグループについて検討します。このローンのグループは、予め定められた明確に区別可能なポートフォリオ全体ではなく、後にグループの保険事業に長期負債のナチュラル・ヘッジのために移転され、その後は公正価値または「回収および売却のために保有する」事業モデルに基づいて管理されると仮定します。そのような資産は、当初の「回収のために保有する」事業モデルを保持し、グループの連結財務諸表においては引き続き償却原価で測定されることとなります。

質問2

IFRS第9号第4.4.1項およびB4.4.1項の要件が満たされる場合、いつ分類変更を適用すべきでしょうか。

回答

IFRS第9号第5.6.1項は、「分類変更日」から将来に向かって分類変更を適用することを要求しています。「分類変更日」は、IFRS第9号付録Aにおいて「企業が事業モデルの変更により金融資産を分類変更することになる場合の、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日」と定義されています。企業がIFRSに従って期中財務報告書を作成していない場合、「事業モデル変更後の最初の報告期間」は翌年次報告期間です。それ以外の場合、「事業モデルの変更後の最初の報告期間」は、事業モデルの変更が生じた日の後のIFRSに基づく最初の報告期間です。例えば、すべての四半期について、IAS第34号に従って期中財務報告書を作成している企業を検討します。事業モデルの変更が事業年度の第2四半期に生じた場合、企業は、第3四半期の期首から資産の分類変更を適用しなければなりません。

2つ目の例として、企業はIAS第34号に従って半期の期中財務報告書のみを作成しているが、第1四半期と第3四半期についてはIAS第34号または完全版IFRSに従っていない期中財務報告を行っている場合を検討します。事業モデルの変更が当該年度の第3四半期に生じた場合、企業は、翌事業年度の上半期の期首から（企業がIFRSに基づく測定基礎を用いている場合には、第1四半期の期中財務報告を含む）資産の分類変更を適用しなければなりません。

FAQ 4.1.5—条件が「大幅に異なる」か否かを判定するためには、どのような定性的テストおよび（または）定量的テストが要求されますか

IFRS第9号B3.3.6項は、新たな条件による新たなキャッシュ・フローの現在価値が、当初の負債の残りのキャッシュ・フローの現在価値と少なくとも10%異なるか否かを、当初の実効金利を用いて判定することを企業に要求しています。10%以上異なる場合には、既存の負債について認識の中止が行われ、新たな金融負債が認識されます。

IFRS第9号は、（上記の）定量的な分析が「大幅に異なる」の定義であるのか否か、または例を示しているのみであり、定性的な要因も考慮したより幅広い分析も実施できるのか否かを明確にしていません。PwCは、企業が、上記の定量的な10%テストのみを適用する、または10%テストを満たす場合に認識の中止に係る定性的評価も実施することについて、会計方針を選択できると考えています。しかし、10%テストを満たさない場合には、企業の会計方針が定性的な分析も実施するか否かにかかわらず、既存の負債の認識の中止が行われます。

選択した会計方針は、首尾一貫して適用し、開示しなければなりません。

定性的分析

定性的な観点から条件が大幅に異なるか否かを判定するには判断が必要であり、個別のケースの特定の実実および状況に応じて異なります。

負債の条件変更は、負債の経済的リスクに重大な影響を与える場合には、定性的に重要である可能性があります。あるいは、条件変更の実質が、既存の負債の期限前償還または決済および新たな負債の発行に該当する場合もあります。

定性的な要因には、以下のものがありますが、これらに限定されるものではありません。

- 負債の表示通貨の変更
- 金利ベースの変更（固定金利から変動金利への変更、またはその逆の変更）
- 金融商品の転換条項の変更
- 財務制限条項の大幅な変更
- 負債が額面金額で期限前償還可能であり、再交渉日に重大なペナルティが課されない場合（この場合、再交渉された金利は新たな契約条件における現在の市場金利に近似する）
- 再交渉日時点において負債の満期日が近く、相当な期間にわたって延長された場合（この場合、再交渉された金利は新たな契約条件（新たな満期日を含む）における現在の市場金利に近似する）

FAQ 4.2.1ーロシアによるウクライナ侵攻およびECLの文脈において、「合理的で裏付け可能」な情報とは何でしょうか

質問

予想信用損失(ECL)の見積りを行う際に、IFRS第9号では、以下の2つの主要な見積りの要素の両方について、「合理的で裏付け可能」な情報を使用することを要求しています。

- ステージ区分(ステージ1か、ステージ2またはステージ3か)－IFRS第9号は、信用リスクの著しい増大(SICR)を示す合理的で裏付け可能な情報の使用を要求しています[IFRS第9号第5.5.4項、第5.5.9項および第5.5.11項]。
- 測定－IFRS第9号は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測について、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映するようにECLを測定することを要求しています[IFRS第9号第5.5.17項]。

ロシアによるウクライナ侵攻の状況において、「合理的で裏付け可能」な情報とはどのようなものなのでしょうか。

回答

2022年3月31日の報告日およびその後の報告日の時点でECLを見積る際には、侵攻の影響を考慮しなければなりません。これは、SICRの有無を判断する場合およびECLを測定する場合の両方に当てはまります。

より詳細な検討として、金融商品の減損に関する移行リソースグループ(ITG)は、2015年9月に、新たに発生した不確実な将来事象に対する「合理的で裏付け可能」な情報についての質問を検討しました。この議論は、侵攻の状況において、「合理的で裏付け可能」ではないとして情報を除外すべきであるか否かを評価する際に検討すべき要素に関する有益な洞察を提供しています。これは、以下の5つの主要な項目に要約されます。

- 要求される判断
- 二次的影響
- 集合的アプローチか個別アプローチか
- 低い発生可能性および不確実性
- 開示

(注)ITGに関する以下の参照条項は、公表されている「[2015年9月16日 ITG会議の要約](#)」への参照です。その他の記載がない限り、他のすべての参照条項は、IFRS第9号への参照です。

1 要求される判断

新たに発生した不確実な事象に関しては、利用可能な将来予測的な情報が広範囲になる可能性が高く、その中には合理的で裏付け可能な情報もあれば、そうでない情報もあります。どの情報が合理的で裏付け可能であるかの判定およびECLの測定に及ぼす影響の決定には、高度な判断が要求されます。IFRS第9号B5.5.51項で説明されているとおり、企業は、情報の網羅的な調査を行う必要はありませんが、利用可能なすべての情報を考慮し、それが合理的で裏付け可能であるか否かの判断を行う必要があります。その情報に関して入手可能な証拠の程度は、その情報がどれだけ裏付け可能であるかを判断する際の1つの要因となります。特に、類似の傾向を示す複数の情報源は、合理的で裏付け可能な情報を示すものとなります。

侵攻の状況において、どの情報が合理的で裏付け可能であるかを評価する際に求められる高度な判断は、企業にとって困難なものです。これは、判断の必要性は、合理的で裏付け可能な情報が存在しないことを意味するものではありません。これは、ITG会議の要約の46項における「企業は、二次的な影響を含め、不確実な将来事象が金融商品の信用リスクおよび予想信用損失の測定に及ぼす影響を忠実に見積る努力をする必要がある」という説明からも裏付けられます。

したがって、合理的で裏付け可能であると判断でき、ステージ区分(SICR)とECLの測定の両方の評価に含めることができ、またそうすべき侵攻に関する将来予測的な情報が存在すると予想されます。

2 二次的影響

不確実な将来の事象を考える際には、ECLの目的上、これを2つの要素、すなわち、まず事象自体の不確実性、次に事象が発生した場合における特定の金融商品のキャッシュ・フローへの影響(いわゆる「二次的影響」)に分

解することが有益となる可能性があります。特に、二次的影響の判断は困難となる可能性があります。

ITG会議の要約の46項(c)では、これらの二次的影響を測定するためにどのような情報が合理的で裏付け可能であるかを検討する際に、「合理的で裏付け可能であるか否かを判定するために、情報は、必ずしも統計モデルや信用格付けプロセスによるものである必要はない」と述べています。IFRS第9号B5.5.52項では、ECLを「不動産価格、...支払状況、または他の要因など、観察可能なデータの変動を反映し、それと方向が一致したもの」と説明しています。したがって、例えば、導入または公表された制裁措置から生じる影響(例えば、ロシアの銀行システムに課された制裁措置を理由として回収が不可能となるなど)といった現時点で入手可能で観察可能なデータは、検討対象となっている資産に関連する範囲で、二次的影響の測定における合理的で裏付け可能な情報としてECLの見積りに織り込む必要があります。

3 集学的アプローチか個別アプローチか

合理的で裏付け可能な情報は、必ずしも個々の金融商品レベルで入手可能であるとは限らないため、基礎となるモデルへの補正を通じて、または集学的に、経済的影響をECLの測定に織り込むことが必要となる場合があります。これは、個々の金融商品レベルで情報が得られない場合には、「将来予測的なマクロ経済情報を含むすべての関連性のある信用情報」を織り込んだ「包括的な信用リスクの情報」を考慮し、集学的にECLを測定すべきであるとしているIFRS第9号B5.5.4項によって裏付けられます。その結果、個々の金融商品レベルにおいて詳細な情報がないことは、ECLの見積りから関連性のあるマクロ経済情報の影響を除外する理由にはなりません。

IFRS第9号の適用ガイダンス設例5に含まれているIFRS第9号IE38項およびIE39項([PwC MoA FAQ 45.42.1](#))において要約され、詳細に説明されています)は、貸付金のポートフォリオにおいて集学的アプローチを適用する際の有益な例を示しています。当該FAQは、利用可能な情報の程度に応じて、既存のモデルに集学的な補正を適用するために、「ボトムアップ」アプローチまたは「トップダウン」アプローチを用いることを例示しています。

4 低い発生可能性および不確実性

ECLを測定する際のIFRS第9号の重要な要求事項は、確率を加重した結果を反映することです。このため、ITG会議の要約の45項では、「(a)当該事象の発生可能性が低いもしくはほとんど可能性がない、または(b)当該事象が信用リスクもしくは予想信用損失額に及ぼす影響が不確実であるという理由だけで、情報を予想信用損失の評価から除外すべきではない」と述べています。

また、IFRS第9号第5.5.18項は、ECLを測定する際に、たとえ確率が非常に低い場合であっても、損失が発生する可能性と損失が発生しない可能性を反映することを企業に要求しています。したがって、ある事象の発生確率が低いことは、「合理的で裏付け可能」ではないとして当該事象をECLの見積りから除外する十分な理由にはなりません。同様に、侵攻の影響により幅広い範囲の生じ得る結果がもたらされるとしても、その情報が「合理的で裏付け可能」ではないことを意味するものではありません。むしろ、そのような範囲を反映するさまざまなシナリオに適切なウェイト付けを行うことによって対処することが可能です。

5 開示

侵攻の影響に関する重大な不確実性が存在する場合、どの情報が合理的で裏付け可能であるかを評価し、この情報を利用して二次的影響を測定する際に、高度な判断を伴う可能性があります。その結果、場合によっては、その情報を評価した後に、一定の情報が合理的で裏付け可能であると結論付けることができない可能性があります。しかし、このような場合には、財務諸表利用者がECLの測定に関する制約の程度を理解できるようにするために、企業が関連性のある開示を行うことが重要です。例えば、以下のような開示を行う可能性があります。

- 企業が通常、個々の金融商品レベルでECLを測定するが、「合理的で裏付け可能」な情報が個々の金融商品レベルで入手できないため、集学的アプローチまたは補正を適用している場合の開示
- 「合理的で裏付け可能」な情報が入手できないとみなされたため、企業がSICRの評価またはECLの測定に特定のリスクもしくは事象を織り込むことができなかった場合の開示

FAQ 4.2.2—報告日後に入手可能となったロシアによるウクライナ侵攻に関連する追加情報は、どの範囲までECLの見積りに含めなければならないでしょうか

質問

IAS第10号「後発事象」は、報告日後に利用可能な情報を評価して、そのような情報が報告期間の末日に存在し

た状況についての証拠を提供する、修正を要する後発事象であるか否かを判断することを企業に要求しています。修正を要する後発事象である場合、企業は、財務諸表に認識した金額を修正しなければなりません。修正を要しない後発事象は、報告期間後に発生した状況を示すものであり、開示のみが要求されます。

報告日後であるが財務諸表の発行承認前の侵攻に関連する事象は、どの程度IFRS第9号のECLに係る引当金の算定に織り込むべきでしょうか。

回答

IFRS第9号第5.5.17項は、ECLを、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測について報告日に利用可能な情報を反映する方法で見積ることを要求しています。しかし、IAS第10号第9項(b)(i)の例は、報告期間後に経営者に利用可能となった追加情報が、報告日に存在した状況を反映したものである場合には、ECLの見積りにおいて当該情報を考慮する必要があることを示しています。IAS第10号の例は、報告期間後に発生する顧客の倒産の例であり、報告期間の末日時点で顧客が信用減損していたことを確認しています。このように、ECLは、IAS第10号の適用上、公正価値の評価とは異なる取扱いとなります。これは、報告日に市場参加者が知ることができなかった報告日後の情報の入手は、公正価値の見積りについての修正を要する後発事象ではないためです(FAQ 10.2.3を参照)。

IFRS第9号のECLに対するIAS第10号の適用は、一定範囲の生じ得る結果を評価することによってECLを算定するというIFRS第9号の具体的な要求事項により、さらに複雑となります。ECLという特定の文脈において、後発事象は、次の3つに分類することができます。

- **カテゴリー1:** 報告日後に利用可能となった情報で、報告日前または報告日時点の状況や事象に明らかに関連する情報。これは、IAS第10号の適用上、修正を要する後発事象となる。
- **カテゴリー2:** 報告日後に利用可能となった情報で、報告日後の状況や事象に明らかに関連するが、報告日時点では合理的に予測できなかった情報。これは、IAS第10号の適用上、修正を要する後発事象ではなく、IFRS第9号におけるECLの見積りに反映すべき報告日時点で利用可能な合理的で裏付け可能な情報でもない。
- **カテゴリー3:** 報告日後に利用可能となった情報で、報告日後の状況や事象に明らかに関連しているが、報告日時点で生じ得るシナリオとして予測されていた可能性のある情報。当該事象が報告日における合理的で裏付け可能な情報および報告日におけるECLに反映される可能性のあるシナリオと確率のウェイト付けの範囲について、より多くの示唆をもたらすか否かを考慮する必要がある。多くの示唆をもたらす場合、報告日におけるシナリオやウェイト付けの修正が正当化される可能性がある。ただし、報告日時点で真正の不確実性が存在する場合には、特定のシナリオへのウェイト付けを100%とすべきではない。

報告日後の情報および事象が、報告日時点で存在した利用可能な情報および状況や、報告日時点で予想された将来シナリオに関する情報を反映しているか否か、およびどの程度まで反映しているかの決定には、判断が必要となる可能性があります。これは、ロシアによるウクライナ侵攻に関しては、事態が急速に展開しており、将来の結果について潜在的に高い不確実性があるため、特に顕著となります。

ECLに及ぼす影響を評価する際には、多くの場合、以下の事項を検討することが適切となります。

- **重要性と影響の評価:** 企業は、重要な後発事象に焦点を当て、それらがECLの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があるか否かを評価する必要がある。後発事象がECLに重要な影響を及ぼす可能性があるか否かを評価する際には、直接的な影響だけでなく、間接的または「二次的な」影響も考慮すべきである。
- **結果が予測されたか否か:** 重要な後発事象が発生した場合、報告日におけるシナリオやウェイト付けが、生じ得る結果を考慮して決定されたか否か、および修正が適切か否かの決定には、判断が必要となる可能性がある。これは、特に、最初に選択した各シナリオにおいて生じ得る将来の結果についての詳細なリストを作成せずにシナリオとウェイト付けを選択した場合に当てはまる。
- **不確実性の解消または新たな情報:** 侵攻および将来の結果についてすでに高い不確実性がある状況において、後発事象は、多くの場合、生じ得る将来の結果の全体的な方向性が報告日時点の当初の見積りと大きく異なっていることを示すものではなく、報告日においてその不確実性が存在していたことを単に確認するものとなる。そのような状況では、通常、報告日時点のECLに対する修正は必要とならない。

FAQ 4.3.1—ロシアによるウクライナ侵攻の結果としてサプライチェーンまたは販売プロセスが寸断された場合、予定購入または予定販売のキャッシュ・フロー・ヘッジにおける「可能性が非常に高い」要件の評価にどのような要因を考慮に入れる必要がありますか(IFRS第9号)

回答

企業が、予定取引(すなわち、未だ確定約定となっていない予想される取引)から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジする場合は多くあります。ヘッジ会計の要件を満たすために、IFRS第9号は、特に、予定取引について発生可能性が非常に高いことを要求しています。

IFRSの用語として、可能性が高い(probable)は「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い(more likely than not)」と定義されています。したがって、予定取引に関して、「可能性が非常に高い(highly probable)」という用語は、「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い」という用語よりも発生可能性がはるかに高いことを示しています。このことは、IFRS第5号において、IASBが「可能性が非常に高い」という用語を用いていることと整合的であり、この用語は、「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い」に比べて、可能性が著しく高いことを意味するとされています。

侵攻の状況において、取引の発生可能性を評価する際には、特定の事実と状況に応じて、関連する可能性のあるさまざまな要因があります。例えば、以下の要因が含まれますが、これらに限りません。

- ロシア企業に対する経済制裁措置の検討を含む、取引を行う企業の財務上および経営上の能力(例えば、サプライチェーンの寸断による販売量または購入量の減少、ロシア・ルーブルで購入できないこと)
- 侵攻の結果として、企業が修正した事業計画
- 特定の活動の重大な中断
- 実質的に異なる特性を有する取引が同一の事業目的を達成するために用いられる可能性(例えば、商品またはサービスの引渡方法の変更)

上記の要因は網羅的なものではなく、企業の状況に合わせた包括的な分析を実施する必要があります。

また、予定取引が発生すると見込まれるまでの期間の長さも、発生確率を判断する一つの要因となります。通常、予定取引の発生までの間隔が広がるほど、当該取引の発生可能性が非常に高いとみなされる可能性は低くなり、発生可能性が非常に高いという主張を裏付けるためにより強力な証拠が必要となります。しかし、現状では、侵攻の予測期間に関する企業の評価によっては、逆の状況となる可能性もあります(すなわち、一定の短い期間の取引は、発生可能性が非常に高くはない一方、長い期間の取引は、依然として発生可能性が非常に高い可能性があります)。

予定取引の発生可能性が非常に高くはなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しなければなりません。中止したヘッジに関するその他の包括利益累計額の適切な処理は、当該取引の発生が依然として見込まれるか否かによって異なります。

以下の表は、キャッシュ・フロー・ヘッジの中止の会計処理に関する詳細を示しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジの中止				
ヘッジの中止となる事象	ヘッジ手段		資本の累計額	
	公正価値評価の継続 (注1)	貸借対照表における認識の中止	純損益への振替	資本での計上を継続 (注2)
ヘッジ手段がもはや存在しない(すなわち、売却、終了、消滅、行使または失効となった場合)		✓		✓
ヘッジ会計の有効性の要件をもはや満たさない(ただし、ヘッジ対象の発生	✓			✓

はまだ見込まれる)				
企業がリスク管理目的を変更する	✓			✓
ヘッジされた将来キャッシュ・フローは、もはや発生可能性が非常に高くはないが、発生はまだ見込まれる	✓			✓
ヘッジされた将来キャッシュ・フローは、もはや発生が見込まれない	✓		✓	
キャッシュ・フローの変動性がなくなる(例えば、予定取引が固定価格での確定約定となる)	✓			✓

(注1) 新たなヘッジにおけるヘッジ手段として再指定されない限り、ヘッジ手段は引き続き公正価値で評価されます。

(注2) ヘッジが有効であった期間から、これまでその他の包括利益に直接認識していたヘッジ手段に係る利得または損失の累計額は、資本に計上されたままであり、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えられます。

EX 4.3.2—ヘッジ剰余金の回収可能性テスト

質問

侵攻により、コモディティ価格、外国為替レートおよびその他の市場価格のボラティリティが生じています。これにより、一部の企業では、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段に多額の損失が生じ、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が借方残高となる可能性があります。IFRS第9号では、このような借方残高の回収可能性をテストすることが要求されているでしょうか。

回答

要求されています。IFRS第9号第6.5.11項(d)(iii)は、損失であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(すなわち、累積額が損失ポジションにある場合)について、回収可能性を検討することを要求しています。企業は、そのような損失の全部または一部が1つまたは複数の将来期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額をただちに純損益に振り替える必要があります。

IFRS第9号は、回収可能性テストをどのように適用すべきかについて具体的なガイダンスを示していないため、企業は、既存の会計方針に従って回収可能性の評価を行う必要があります。さらに、そのような借方残高が重大である場合、企業は、IAS第1号第122項に従って、会計方針の開示および会計方針の適用における重要な判断の開示が要求されるか否かを検討する必要があります。

コモディティ価格が上昇し、企業がコモディティ生産に係る売上高を(例えば、固定価格の先渡契約を締結することにより)ヘッジした場合、当該デリバティブに係る企業の損失は、コモディティの販売価格の上昇と経済的に相殺されるため、減損が必要となる可能性は低くなります。

ただし、借方残高の回収可能性の評価を行う前に、企業は、他の理由(例えば、予定取引の発生がもはや見込まれなくなる場合など)によって当該残高のリサイクリングが要求されるか否かを検討する必要があります。取引の発生可能性が非常に高いか否かの評価に侵攻がどのように影響するかについては、[FAQ 4.3.1](#)をご参照ください。当該評価は、企業が将来の期間においてヘッジの適用を継続する能力に影響を与え、ヘッジ剰余金の認識に影響を与える可能性があります。

FAQ 4.3.3—ロシア政府が発行し、制裁措置の影響を受ける外国人投資家に保有されている米ドル建またはユーロ建の国債は、2022年3月31日現在においてIFRS第9号に基づき信用減損しているでしょうか(2022年4月28日追加)

背景

ロシアに対して導入された制裁措置や制限措置、およびロシアによる対抗的制裁措置は幅広い領域に及び、それらの多くは、ロシアが発行した国債を含む金融商品の会計処理に影響を与えます。

質問

ロシア政府が発行し、制裁措置の影響を受ける外国人投資家により保有されている米ドル建またはユーロ建の国債は、2022年3月31日現在においてIFRS第9号に基づき信用減損している(すなわち、ステージ3)でしょうか。

回答

ステージ3には、報告日現在の減損の客観的な証拠を有する金融資産が含まれます。これらの資産については、全期間の予想信用損失(ECL)が認識され、純額での帳簿価額(すなわち、損失評価引当金控除後)に対して金利収益が計算されます。

企業は、既存の会計方針に従って、資産が信用減損しているか否かを評価する必要があります。PwCの見解では、以下の要因は、2022年3月31日現在において、ロシア国債がIFRS第9号に基づき信用減損していることを示す兆候となります。

発行者の重大な財政的困難: 主要な格付会社は、制裁措置を遵守するために事後的に当該会社による格付けを撤回し、ほとんどの国債の発行が「格付けなし」とされましたが、格付会社は3月中の差し迫った債務不履行を予告しました。

さらに、ロシアに対して導入された重大な制限措置や制裁措置、およびロシア国内の営業またはロシアとの営業を停止した企業の数が多いことも、ロシアの著しい財政的困難の兆候となります。

財政的困難による活発な市場の消滅: 企業の金融商品がもはや公開市場で取引されていないために活発な市場が消滅することは、必ずしも減損の証拠に該当しません。しかし、この場合、活発な市場の消滅はロシアに対する制限措置および制裁措置によるものです。すなわち、ロシアのウクライナ侵攻の結果として課せられた制裁措置や制限措置は、ロシアが活発な市場の消滅を生じさせるような財政的困難に直面していることの証拠に該当します。

債務不履行事象等の契約違反: IFRS第9号B5.5.37項に従い、企業は、関連する金融商品に対して内部の信用リスク管理目的で使用される定義と整合的な「債務不履行」の定義を適用し、適切な場合には、定性的な指標(例えば、財務制限条項)を考慮することができます。しかし、会計上の「債務不履行」の定義は、必ずしも法規制上の「債務不履行」の定義とは整合的ではないため(PwC IFRSマニュアル [FAQ 45.26.1](#)「債務不履行の定義の一致: 規制か会計か」(英語のみ)を参照)、企業は、内部の信用リスク管理目的上の定義に基づき、たとえ法的な債務不履行事象が存在しない場合であっても、ロシア政府が債務不履行に陥ったと結論付ける可能性があります。

考慮すべき定性的要因には以下が含まれます。

- 世界各国による重大な制限措置や制裁措置(これは、特に、ロシア政府が新たな負債による資金調達能力が制限されることを意味するため、債券の元本および利息の返済は重大な不払いのリスクに晒されている)
- ロシアルールブックの価値の変動およびロシアの外貨準備高へのアクセス制限(これらは、ロシア政府がロシアルールブック以外の通貨建(米ドル建やユーロ建など)の外貨建債券を返済する能力に重大な不確実性をもたらしている)
- 米ドル建およびユーロ建のロシアの債券の著しい市場価値の下落(当該債券は現在、大幅なディスカウントで取引されている)
- 現在ロシアが直面している景気後退(多くのエコノミストは、2022年中のインフレ率の大幅な上昇と、ロシアのGDPの大幅な縮小(一桁台後半か二桁台)を予測している)

契約条件: 企業は、ロシア国債の個別の契約条件、および制裁措置や制限措置がこれらの条件を遵守する能力にどのような影響を与えるかを考慮しなければなりません。例えば、債券の満期は支払の可能性に影響を与える可能性があります。制限措置および制裁措置が課された結果、ロシアの景気後退とともに、短期的な支払に比べて、長期的な支払により多くの不確実性をもたらす可能性があります(例えば、ロシアがアクセスできる外貨準備高が減少し続ける可能性があるため)。

FAQ 4.4.1—ロシアによるウクライナ侵攻の結果としてサプライチェーンまたは販売プロセスが寸断された場合、予定購入または予定販売のキャッシュ・フロー・ヘッジにおける「可能性が非常に高い」要

件の評価にどのような要因を考慮に入れる必要がありますか(IAS第39号)

回答

企業が、予定取引(すなわち、未だ確定約定となっていない予想される取引)から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジする場合は多くあります。ヘッジ会計の要件を満たすために、IAS第39号は、特に、予定取引について発生可能性が非常に高いことを要求しています。

IFRSの用語として、可能性が高い(probable)は「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い(more likely than not)」と定義されています。したがって、予定取引に関して、「可能性が非常に高い(highly probable)」という用語は、「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い」という用語よりも発生可能性がはるかに高いことを示しています。このことは、IFRS第5号において、IASBが「可能性が非常に高い」という用語を用いていることと整合的であり、この用語は、「発生しない可能性よりも発生する可能性が高い」に比べて、可能性が著しく高いことを意味するとされています。

侵攻の状況において、取引の発生可能性を評価する際には、特定の事実と状況に応じて、関連する可能性のあるさまざまな要因があります。例えば、以下の要因が含まれますが、これらに限りません。

- ロシア企業に対する経済制裁措置の検討を含む、取引を行う企業の財務上および経営上の能力(例えば、サプライチェーンの寸断による販売量または購入量の減少、ロシア・ルーブルで購入できないこと)
- 侵攻の結果として、企業が修正した事業計画
- 特定の活動の重大な中断
- 実質的に異なる特性を有する取引が同一の事業目的を達成するために用いられる可能性(例えば、商品またはサービスの引渡方法の変更)

上記の要因は網羅的なものではなく、企業の状況に合わせた包括的な分析を実施する必要があります。

また、予定取引が発生すると見込まれるまでの期間の長さも、発生確率を判断する一つの要因となります。通常、予定取引の発生までの間隔が広がるほど、当該取引の発生可能性が非常に高いとみなされる可能性は低くなり、発生可能性が非常に高いという主張を裏付けるためにより強力な証拠が必要となります。しかし、現状では、侵攻の予想期間に関する企業の評価によっては、逆の状況となる可能性もあります(すなわち、一定の短い期間の取引は、発生可能性が非常に高くはない一方、長い期間の取引は、依然として発生可能性が非常に高い可能性があります)。

予定取引の発生可能性が非常に高くはなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しなければなりません。中止したヘッジに関するその他の包括利益累計額の適切な処理は、当該取引の発生が依然として見込まれるか否かによって異なります。

以下の表は、キャッシュ・フロー・ヘッジの中止の会計処理に関する詳細を示しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジの中止				
ヘッジの中止となる事象	ヘッジ手段		資本の累計額	
	公正価値評価の継続 (注1)	貸借対照表における認識の中止	純損益への振替	資本での計上を継続 (注2)
ヘッジ手段がもはや存在しない(すなわち、売却、終了、消滅、行使または失効となった場合)		✓		✓
ヘッジ会計の有効性の要件をもはや満たさない	✓			✓
企業がヘッジの指定を取り消す	✓			✓

予定取引は、もはや発生可能性が非常に高くはないが、発生はまだ見込まれる	✓			✓
予定取引は、もはや発生が見込まれない	✓		✓	
キャッシュ・フローの変動性がなくなる（例えば、予定取引が固定価格での確定約定となる）	✓			✓

(注1) 新たなヘッジにおけるヘッジ手段として再指定されない限り、ヘッジ手段は引き続き公正価値で評価されます。

(注2) ヘッジが有効であった期間から、これまでその他の包括利益に直接認識していたヘッジ手段に係る利得または損失の累計額は、資本に計上されたままであり、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えられます。

FAQ 4.6.1—リスク集中の例とはどのようなものでしょうか

信用リスクの集中は次の事項から発生する可能性があります。

- 業種
企業の相手方が(小売や流通などの)1つまたは複数の業種に集中している場合、それぞれの相手方の集中から生じるリスク・エクスポージャーを区分して開示する。
- 信用格付けや他の信用度
企業の相手方が1つまたは複数の信用の質(有担保貸付や無担保貸付など)あるいは1つまたは複数の信用格付け(投資適格や投資不適格など)に集中している場合、それぞれの相手方の集中から生じるリスク・エクスポージャーを区分して開示する。
- 地理的分布
企業の相手方が1つまたは複数の地域市場(ロシアなど)に集中している場合、それぞれの相手方の集中から生じるリスク・エクスポージャーを区分して開示する。
- 限定的な数の個別相手方または密接に関連した相手方のグループ

流動性リスクや市場リスクを含め、その他のリスクの集中度を識別する場合にも同様の原則が適用されます。例えば、流動性リスクの集中は、金融負債の返済条件、借入枠の方法、流動性の高い資産を実現する特定市場への依存から発生することがあります。ある企業が単一の外貨における多額の純額オープン・ポジションを有しているか、または流動性が高いいくつかの通貨における純額オープン・ポジションを有している場合に、外国為替リスクの集中が発生する可能性があります。

FAQ 4.7.1—市場が混乱している期間において、市場が依然として活発であるか否かの判断

質問

市場が活発であるか否かを判断する際に、どのような要因を考慮すべきでしょうか。

回答

IFRS第13号B37項は、通常の市場活動に比べて、活動の量または水準が著しく低下しているか否かを判断する際に考慮すべき要因の一覧を示しています。

企業が評価すべき要因には、以下のものが含まれます(ただし、これらに限りません)。

1. 資産または負債あるいは類似の資産または負債についての新規発行市場(すなわち、一次市場)の活動が著しく低下しているか、またはそのような市場がない。
2. 最近の取引が少ない。

3. 価格相場が現在の情報を用いて形成されていない。
4. 価格相場が、時期によってまたはマーケットメーカーごとに著しく異なっている(例えば、一部のブローカー市場)。
5. これまで当該資産または負債の公正価値と高い相関があった指数が、当該資産または負債の公正価値の最近の指標と明らかに相関しなくなっている。
6. 資産または負債についての信用およびその他不履行リスクについての入手可能なすべての市場データを考慮した、報告企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、観察された取引または相場価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールドまたは(延滞率や貸倒率などの)パフォーマンス指標が著しく上昇している。
7. ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きいか、またはビッド・アスク・スプレッドの幅が著しく拡大している。
8. 公表されている情報がほとんどない(例えば、相対市場で行われる取引について)。

資産または負債の市場における活動の量または水準が著しく低下していると企業が結論付ける場合には、企業は、当該市場で観察された取引または相場価格の追加的な分析を実施する必要があります。活動の著しい低下だけでは、観察された取引価格が公正価値を表さないことを示さない場合があります。しかし、取引または相場価格が公正価値を表さない可能性がある場合には、公正価値の見積りにおいてその情報を使用する際に調整が必要となるため、追加的な分析が必要になります。

FAQ 4.7.2—活発でない市場における価格の評価

質問

企業は、金融資産の公正価値を算定する際に、市場のボラティリティがある期間の活発でない市場における金融資産の市場価格を無視することができるでしょうか。

回答

IFRS第13号B44項は、以下のそれぞれの状況において、観察可能な取引価格を評価する際に考慮すべきガイダンスを示しています。

- 取引が秩序ある取引ではない場合—証拠により、取引が秩序ある取引ではないことが示されている場合には、企業は、公正価値の見積りを行う際に、観察可能な取引価格へのウェイトを(公正価値の他の指標に比べて)低くすることが要求される。
- 取引が秩序ある取引である場合—証拠により、取引が秩序ある取引であることが示されている場合には、企業は、公正価値の見積りを行う際に、当該取引価格を考慮することが要求される。当該取引価格へのウェイトの大きさは、(公正価値の他の指標と比較して)取引の事実および状況、ならびに他の利用可能なインプットの内容や品質によって決定される。

FAQ 4.7.3 は、取引が秩序ある取引であるか否かを判断する方法を説明しています。市場が活発でないと考えられる場合には、参照取引に対する価格付けのインプットは関連性が低い可能性があります。資産または負債の活動の量と水準が著しく低下した場合には、取引が秩序ある取引であるか(または秩序ある取引ではないか)の判断がより困難となります。

経営者が、観察された取引が秩序ある取引であるか(または秩序ある取引ではないか)を結論付けるために十分な情報を有していない場合には、公正価値の見積りを行う際に当該取引価格を考慮に入れることが要求されます。そのような状況では、当該取引価格は、公正価値の見積りにあたって決定的なもの(すなわち、唯一または主要な基礎)ではない可能性があります。当該取引が秩序ある取引であるか否かを結論付けるために十分な情報が報告企業にない場合には、秩序ある取引だと判明している他の取引に比べて、当該取引へのウェイトを低くしなければならぬ可能性があります。

IFRS第13号では、活発でない市場における公正価値を見積る際に、取引または相場価格に対する重大な調整を行うための手法を定めていません。経営者は、規範的なアプローチを適用する代わりに、公正価値の指標のウェイト付けを行う必要があります。

FAQ 4.7.3—秩序ある取引か否かの判断

質問

どのような場合に、秩序ある取引と判断されるでしょうか。

回答

IFRS第13号B43項は、取引が秩序ある取引ではないことを示す可能性がある状況の一覧を示しており、以下のものが含まれています(ただし、これらに限りません)。

- 測定日前の期間において市場に十分に晒されておらず、現在の市場の状況下でそうした資産または負債を関わる取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動ができなかった場合
- 通常かつ慣習的なマーケティング期間があったが、売手が当該資産または負債を単一の市場参加者にしか売り込んでいなかった場合
- 売手が破産または管財人の管理下の状態にあるか、またはその寸前である(すなわち、売手が投売りをしている)場合、あるいは売手が規制上または法律上の要求を満たすために売却することを要求された(すなわち、売手が強制されている)場合。ただし、売却の要求の多くは、秩序ある処分となるための十分な時間とマーケティング努力を確保できる状況で行われるため、売却の要求のすべてが強制された売却になるわけではない。
- 取引価格が、同一または類似の資産または負債の最近の他の取引と比べて異常値である場合

IFRS第13号は、取引が秩序ある取引ではないことを示す可能性のある考慮要因の一覧を示していますが、PwCは、関連当事者でない当事者間の観察可能な取引は秩序ある取引であるという暗黙の反証可能な推定が存在すると考えています。PwCの経験では、このような取引は、ほぼすべての場合に秩序ある取引とみなされます。したがって、関連当事者でない当事者間の観察可能な取引が秩序ある取引ではないと結論付けるために必要な証拠は、確固たるものである必要があります。

FAQ 4.7.4—活発な市場における相場価格に対する調整

質問

活発な市場における相場価格(すなわち、レベル1のインプット)がある場合、企業は、公正価値を算定する際に、市場のボラティリティが重大な期間において、相場価格を調整するまたは無視することができるでしょうか。

回答

「公正価値」の目的は、測定日に存在する状況の下で、市場参加者間で秩序ある取引が生じるであろう価格を決定することです。当該取引が秩序ある取引ではないと判断されるような極めて稀な状況を除き、観察可能な取引を調整するまたは無視することは適切ではありません。一般的に、活発な市場における取引価格(すなわち、レベル1のインプット)について、IFRS第13号の下で秩序あるものではないと結論付けるには、極めて高いハードルが存在します。

したがって、PwCは、金融資産の公正価値は、活発な市場における当該金融資産の相場価格に保有数量を乗じて算定される(一般的に「P×Q」と呼ばれる)と考えています。市場のボラティリティが重大な時期であっても、引き続きこの考え方は当てはまります。

FAQ 4.7.5—ロシアによるウクライナ侵攻による情報入手の遅延

質問

侵攻により、投資の公正価値を測定するために使用する情報の入手可能性に遅れが生じる可能性があります。企業が当初の評価においてそのような情報の見積りを用いる場合、財務諸表の発行前に入手可能となった更新情報をどのように考慮すべきでしょうか。

回答



公正価値モデルで用いられる当初の見積りは、情報が測定日に存在した既知または知り得る状況について追加の証拠を提供する場合に、かつ、その場合にのみ、企業の財務諸表の公表前に入手可能となった遅延した当該情報に基づき更新される必要があります。

FAQ 4.7.6—市場終了後の事象

質問

公正価値を見積る際には、市場の終了後ではあるが測定日の終わりより前に生じた事象を考慮すべきでしょうか。

回答

IFRS第13号第79項(b)で説明されているように、状況によっては、重大な事象(相対市場における取引、ブローカー市場における取引または発表など)が、市場の終了後ではあるが測定日の終わりより前に発生する場合があります。その場合、市場の相場価格は、測定日における公正価値を表していない可能性があります。企業は、公正価値測定に影響を及ぼし得る事象を識別し織り込むための方針を設定し、首尾一貫して適用する必要があります。さらに、企業が相場価格を調整する場合、その結果としての測定値はレベル1には分類されず、より下位のレベルの測定値となります。

一般に、公正価値測定を要求または許容する各会計基準で特定されている測定日は、「有効な」評価日となります。したがって、特定の測定日に発生したであろう取引について評価が適切となるように、その評価には当該測定日に存在する事実と状況のみを反映する必要があります。この事実と状況には、当該測定日より前に発生した事象または当該測定日に合理的に予測可能であった事象が含まれます。

FAQ 4.7.7—ロシアによるウクライナ侵攻の結果としての金融商品の公正価値測定におけるキャッシュ・フローの不確実性

質問

金融商品の公正価値測定において、侵攻に関連する不確実性をどのように織り込むべきでしょうか。

回答

2022年第1四半期の報告日において、侵攻により、以下のような多くの重大な不確実性が生じています。

- 侵攻の影響に関する期間の長さや深刻さ
- 侵攻の抑制のために取られる可能性のある措置がどの程度有効か
- 侵攻の期間

侵攻は、金融商品のキャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性を著しく増大させる可能性があります。その影響は、必ずしも金融商品の信用リスクに限定されるわけではありません。例えば、ロシアに課された制裁措置の結果を受けた支払により、貸付金に伴うキャッシュ・フローの金額および時期の不確実性が高まっています。株式投資に関しても、侵攻の影響により、投資のキャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性が高まる可能性があります。例えば、ロシア政府が国外の投資家に対する配当の支払に制限措置を課している場合などです。

侵攻の影響は予測が困難であるため、企業は、侵攻から生じる不確実性のすべてを単一のキャッシュ・フロー予測に織り込むことができない可能性があります。むしろ、それぞれに適切なウェイト付けを適用し、異なるシナリオとして含める必要がある一定範囲の生じ得る結果が存在する可能性があります。経営者は、各シナリオに織り込んだ要因についての根拠を文書化する必要があり、これには各シナリオに適用した発生確率のウェイト付けも含まれます。

金融商品を将来キャッシュ・フローに基づいて評価する場合、企業は、一般に、各シナリオにおける将来キャッシュ・フローおよび関連する発生確率を決定します。この場合、金融商品の公正価値は、全てのシナリオの確率加重の合計の現在価値となります。概念的には、この技法を用いて、企業は通常、キャッシュ・フローのすべての異なるリスクの影響(侵攻やその他の不確実性など)を各シナリオに織り込み、その結果、各シナリオで確率加重したリスク調整後のキャッシュ・フローを算定します。そのうえで、各シナリオのキャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引き、その結果を合計して公正価値を算定します。これは、IFRS第13号B25項の「第1法」として記載さ

れているリスク調整後の期待キャッシュ・フロー法と整合的です。例えば、貸付金の場合、企業は、異なる予想支払額のオプションと見積った「デフォルト確率」および「デフォルト時損失率」の影響を異なるシナリオに織り込み、それぞれのシナリオの確率加重を行う可能性があります。キャッシュ・フローを見積る際のすべてのパラメーターは、可能な限り市場の観察可能なデータに基づく必要があります。市場参加者の見解や期待と整合的でなければなりません。その後、各シナリオはリスク・フリー・レートで割引かれ、確率加重したシナリオの合計が金融商品の公正価値となります。

代替的な方法として、企業は、各シナリオの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて信用リスクの影響を除外し、その代わりに当該影響を割引率に織り込むことができます。多くの場合、信用スプレッドは観察可能であるか、または、信用格付けおよび他の類似する信用格付けの金融商品との比較に基づいて導き出すことが可能であるため、この混合したアプローチが実務上採用される場合があります。

最も重要な原則は、シナリオのキャッシュ・フローが特定のリスク要因について調整されている範囲で、同一のリスク要因を割引率に対する調整として織り込むではないということです。逆に、リスク要因がシナリオのリスク調整後キャッシュ・フローに織り込まれていない場合、割引率にはその特定のリスク要因をリスク・フリー・レートに対する調整として織り込む必要があります。しかし、多くの場合、リスク要因を割引率に織り込むことは、当該リスク要因をさまざまなシナリオに織り込むことよりも主観的で困難です。詳細な説明については、非金融資産に対する不確実なキャッシュ・フローに関する[FAQ 3.1.3](#)をご参照ください。

さらに、IFRS第13号は、財務諸表利用者に適切な開示を提供することにより、レベル3の公正価値測定に関する不確実性に対処しています。適切な開示には、使用した評価技法、評価手続に関連する意思決定の方法および継続的な公正価値測定における重大な観察可能でないインプットに対する公正価値測定の感応度についての説明が含まれます。

FAQ 4.7.8—負債性金融商品の公正価値を算定する際に、将来起こりうる条件変更を考慮すべきでしょうか

状況によります。企業は、公正価値の測定する際、市場参加者が当該金融資産の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を使用しなければなりません[IFRS第13号第22項]。したがって、市場参加者が金融商品の価格付けにおいて将来の条件変更の可能性を考慮している場合には、企業も当該金融商品の公正価値の算定において同様に考慮する必要があります。市場参加者が可能性のある将来の条件変更を考慮しない場合には、企業も公正価値の算定においてこれを考慮する必要はありません。

例えば、市場参加者が、侵攻に関連する事象の結果として、負債性金融商品が条件変更される可能性を想定している場合があります。このような事象には、(予想される)政府の発表や制裁措置が含まれ、こうした政府の措置により一部の支払の猶予や減額が生じる可能性があります。したがって、公正価値の算定において、企業は、このような可能性のある条件変更の発生可能性と関連する不確実性を考慮することになります。

このような発生可能性を評価に織り込む方法は複雑です。多くの場合、複数のシナリオを用いることが適切となります([FAQ 4.7.7](#)を参照)。

FAQ 4.7.9—企業が債務の財務制限条項に違反した場合の公正価値の検討

質問

企業が財務制限条項に違反している場合の公正価値測定に関する検討事項は何でしょうか。

回答

IFRS第13号の一般原則に従い、負債の公正価値には、現在の市場条件の下で、測定日時点の秩序ある取引において移転できる金額を反映する必要があります。しかし、この一般原則に対する例外として、IFRS第13号では、要求払の特徴を有する負債の公正価値は、要求払金額を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割引いた金額を下回らないことを要求しています[IFRS第13号第47項]。

したがって、(例えば、財政上の困難といった理由または制裁措置や制限措置の結果として)企業が財務制限条項に違反し、その違反によって借入金またはその他の発行された負債性金融商品が要求払となった場合、その公正価値は要求払金額を下回ってはなりません。この要求事項は、IFRS第7号第25項に従った償却原価で計上

される負債の公正価値の開示および公正価値で計上される負債の公正価値の測定の両方に適用されます。また、現在の金利が負債の契約上の金利よりも高いか否か、および企業が支払期限が到来した金額を返済するために十分な資産を保有しているか否かにかかわらず適用されます。企業は、金融商品の帳簿価額と公正価値の比較において、この公正価値の一般原則に対する例外規定を適用している負債を開示し、財務諸表の他の箇所における違反についての開示を参照することができます。この開示は、開示または認識された公正価値が、負債を移転した時の価値を上回る可能性がある場合に、帳簿価額と公正価値の比較についての理解可能性を高めるのに役立ちます。

この公正価値測定の一般原則に対する例外規定は、負債の発行企業にのみ適用されることに留意が必要です。すなわち、関連する貸付資産の保有者は、引き続き、測定日における貸付資産の仮想的な移転に基づいて公正価値を算定することが要求されます。

FAQ 4.7.10—公正価値で計上しているロシアの債券の測定に対するロシアによるウクライナ侵攻の影響は何でしょうか(2022年4月28日追加)

質問

公正価値で計上しているロシアの債券の測定に対するロシアによるウクライナ侵攻の影響は何でしょうか。

回答

IFRS第13号は、公正価値について、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格と定義しています。

ロシアの債券の公正価値測定に対する制裁措置の影響を検討するために、以下について考慮する必要があります。

価格

市場で観察可能な価格以外で、公正価値モデルに用いられる情報は、当該情報の入手が貸借対照表日の前後のいずれであっても、測定日時点で市場参加者が知っている、または知ることができるすべての情報から構成される必要があります。測定日には存在していなかった事実(市場価格の変動を含む)に関する情報を提供し、測定日以降に生じる事象については、当該事象の性質および重要度によっては開示が必要となる可能性があります。これには、専門的な判断の行使が要求され、評価対象となるロシアの債券に関連する、個別の事実および状況に基づく必要があります。

経営者は、割引キャッシュ・フロー分析および類似の評価手法に基づいて予想される価格を決定している限りにおいて、そのようなキャッシュ・フローおよび関連する不確実性に関する重要な判断(さまざまなシナリオの検討や適用した評価手法を含む)を文書化しなければなりません。また、経営者は、金利や為替レートのようなインプットについての重大な不確実性を考慮しなければならないでしょう。

主要な市場または最も有利な市場

IFRS第13号では、「主要な市場」について、資産または負債についての活動の量と水準が最大である市場と定義しています。主要な市場が存在しない場合には、最も有利な市場を使用しなければなりません。最も有利な市場とは、取引コストと輸送コストを考慮した上で、資産を売却するために受け取るであろう金額を最大化するため、または負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場です。

主要な市場または最も有利な市場の評価において、[IFRS第13号第19項](#)は、適格となる市場を測定日において企業がアクセスできる市場のみに限定しています。

[IFRS第13号第21項](#)は、観察可能な市場が常に存在するわけではないことを認識しています。

「測定日現在の資産の売却または負債の移転に関する価格付けの情報を提供する観察可能な市場がない場合であっても、公正価値測定は、当該資産を保有しているかまたは当該負債を負っている市場参加者の観点から考慮した、その日現在で生じる取引を仮定しなければならない。この仮定した取引が、当該資産の売却または当該負債の移転の価格を見積るための基礎となる。」

今回の侵攻およびそれに対する世界各国の反応は、特にロシアの債券に関連して、一部の市場および観察可能なインプットまたは価格を入手する能力に重大な混乱を引き起こす可能性があります。

企業は、相場価格が利用可能な市場(例えば、ロシア国内での取引)へのアクセスを有しているか否かを注意深く

評価する必要があります。そのようなアクセスが、名目上、外国企業にも利用可能である場合であっても、企業は、実務においてそのようなアクセスを妨げる制裁措置やその他の制限措置の影響を考慮する必要があります。アクセスに関する制限措置は、法域によって異なる可能性があります。

市場参加者

上述の仮定した取引の定義は、市場に基づく価格付けがない場合には、企業が取引するであろう適切な市場参加者の決定に重点を置きます。ロシアによるウクライナ侵攻後に行われた世界的な制裁措置の規模は、過去に適用された視点がもはや妥当ではないことを意味します。そのため、過去の仮定を再検討する必要があります。経営者は、現在、関連する市場参加者が誰であり、それが公正価値の算定における価格またはその他の側面にどのような影響を与えるかを評価しなければなりません。

利用可能な市場がない場合、企業が債券を売却しようとしているのであれば、企業が仮想的に債券を売却する市場参加者の特性を決定しなければならない可能性があります。いったん市場参加者の特性が決定されると、企業は、資産の価格付けを行う際に市場参加者が考慮するであろう仮定を識別します。企業は、債券の売却交渉において市場参加者が考慮することについての企業自身の仮定に基づき、当該資産についての仮想的な市場または「最も可能性が高い」市場を構築しなければなりません。そのような債券を法律上は譲渡することができない場合であっても、そのような取引が認められる場合に、債券のキャッシュ・フローを譲渡するその他の仮想的な代替的方法（例えば、有担保のトータル・リターン・スワップ）を検討する可能性があります。

評価が困難な場合であっても、仮想的な市場参加者がそのような資産に関連する権利を保有しているか、または保有していないかによって無差別である場合には、公正価値はゼロとなります。すなわち、上振れのシナリオが発生し得るため、そのような無差別性が存在しない可能性があります。ただし、こうした上振れのシナリオの発生可能性が限定的である場合には、公正価値は重要性に乏しいとみなされる可能性があります。これは事実および状況ならびに重要性に関する判断に依存します。

FAQ 4.7.11 – 2022年3月31日時点でモスクワ証券取引所で取引されているロシア企業の発行する資本性証券の公正価値測定において考慮すべき要因は何でしょうか(2022年5月19日追加)

背景

ウクライナ侵攻に際し、2022年2月25日から2022年3月23日までの約1か月間、モスクワ証券取引所が閉鎖されました。株式市場が再開された時、限られた数の資本性証券しか取引できず、ロシア自身や他の国々により課された制裁措置は、ロシア国外の企業によるモスクワ証券取引所における資本性証券の売却を厳しく制限していました。さらに、ニューヨーク証券取引所やロンドン証券取引所などの主要取引所は、これらの取引所とモスクワ証券取引所に重複上場していた多くの企業に関する取引を停止しています。

質問

2022年3月31日時点でモスクワ証券取引所で取引されているロシア企業の発行する資本性証券の公正価値測定において考慮すべき要因は何でしょうか。

回答

[IFRS第13号第11項](#)は、市場参加者が資産または負債の価格付けを行う場合に考慮に入れるものであれば、資産または負債の特性を考慮することを企業に要求しています。特性の例として、資産の売却または使用に関する制限措置（もしあれば）が挙げられます。ロシアによって導入された制限措置は、そのような資産の個々の所有者に課される制限措置ではなく、ロシア以外の市場参加者に対する資本性証券の取引に係る市場全体への制限措置です。PwCは、これを企業に固有の制約ではなく、市場の構造的な問題であるとみなしています。したがって、PwCは、当該制限措置は、市場参加者が当該証券の価格付けを行う場合に考慮する要因であるため、IFRS第13号に基づいて公正価値を算定する際に考慮すべき要因であると考えています。

したがって、[IFRS第13号第77項](#)は公正価値の測定に活発な市場における相場価格の使用を要求していますが、PwCは、現在の状況下においては、この要求事項がロシア以外の市場参加者に適用されないと考えています。特定の有価証券について、モスクワ証券取引所において活発な取引が存在すると判断される場合であっても、ロシア国外の企業による市場へのアクセスが不可能であるときには、その市場における価格が、ロシア以外の市場参加者にとって[IFRS第13号第76項](#)に従ったレベル1のインプット（すなわち、測定日における企業がアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格）として適格となる可能性は低くなります。

活発な市場にアクセスできない場合、企業は、観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察可能でないインプ

ットの使用を最小限としつつ、状況に応じた適切な評価技法を用いる必要があります。

モスクワ証券取引所の価格は、モスクワ証券取引所にアクセスできない企業にとってはレベル1のインプットとみなされませんが、取引価格は、モスクワ証券取引所で取引が行われている限り、観察可能なインプットとして適格となります。したがって、企業は、多くの企業で発生した著しい価値の減少を含め、モスクワで発生している限定的な取引から得られる情報を考慮すべきですが、評価モデルには、当該企業が当該証券を仮想的な市場参加者に売却することにより実現し得る価値を反映するために必要な他のインプットも含めるべきです。

制裁措置により、資本性証券を保有するロシア以外の市場参加者について、そのような証券の取引に関する制約が存在する場合であっても、評価モデルは、法的に可能であるならば、そのような制裁措置が将来解除される可能性、またはそのような証券を取引する他の可能性のある手段(トータル・リターン・スワップや他のデリバティブを通じてなど)の可能性を考慮する必要があるでしょう。多くの場合、そのようなインプットが観察可能でなく、これらの観察可能でないインプットが重大である場合には、そのような資本性証券の評価額は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるでしょう。

ロシアの企業によって発行された株式の評価には重要な見積りが伴う可能性があるため、IFRS第13号の要求する開示について慎重に検討すべきです。

FAQ 4.10.1—公正価値が取得原価より「著しく」または「長期にわたり」下落することとはどういうことでしょうか

質問

売却可能資本性投資について減損の客観的な証拠の有無を評価する際に、公正価値が取得原価より「著しく」または「長期にわたり」下落することとはどういうことでしょうか。

回答

公正価値が投資の取得原価より「著しく」または「長期にわたり」下落することの評価には判断が要求されます。公正価値の「著しい」下落は、当初認識時の当初の取得原価と比較して評価し、「長期にわたる」下落は、投資の公正価値が当初の取得原価を下回った期間に基づき評価しなければなりません。

取得原価を下回る公正価値の下落が「著しい」とみなされるか否かは、金融商品ごとに評価しなければなりません。PwCの見解では、「著しい」の評価は、定性的な要因と定量的な要因の両方に基づくべきです。

また、金融商品のボラティリティの予想水準は、何が「著しい」かを評価する際に企業が考慮すべき要因です。例えば、ボラティリティの小さい企業に対して株式のボラティリティが大きいことを前提とすると、リスクの高い株式のより大きな下落は、企業が減損損失を計上しない状況が許容される可能性があります。重要なことは、ボラティリティは比較的長期にわたって決定すべきだということです。例えば、短期間における経済全体の後退による市場の下落は、予想される将来のボラティリティの見積りを行うには十分ではないと考えられます。

何が公正価値の「長期にわたる」下落であるかにも判断が要求されます。一般的に、当初の取得原価を下回る期間が12か月またはそれ以上にわたる場合、「長期にわたる」下落である可能性があります。しかし、「長期にわたる」の評価は、投資が保有されている、または、保有されることが予想される期間の全体と比較されるべきではありません。例えば、ある有価証券の公正価値が12か月間にわたり取得原価を下回っていた場合、その有価証券を保有していた期間または保有する意図がある期間が2年間であるか20年間であるかは関係ありません。この評価は、12か月という期間が企業が選択した方針に合致しているか否かを評価します。

企業は、公正価値の「著しい」下落または「長期にわたる」下落を評価するために、既存のガイダンスを引き続き適用すべきです。投資の価値の下落が関連する市場の全体的な下落水準に沿っているという事実は、企業がその投資が減損していないと結論付けることができることを意味しません。著しいまたは長期にわたる下落の存在は、予想時期にかかわらず、市場価値の予想される回復の予測によって覆すことはできません。

FAQ 4.10.2—ロシア政府が発行し、制裁措置の影響を受ける外国人投資家に保有されている米ドル建またはユーロ建の国債は、2022年3月31日現在においてIAS第39号に基づき減損しているでしょうか(2022年4月28日追加)

背景

ロシアに対して導入された制裁措置や制限措置、およびロシアによる対抗的制裁措置は幅広い領域に及び、それらの多くは、ロシアが発行した国債を含む金融商品の会計処理に影響を与えます。

質問

ロシア政府が発行し、制裁措置の影響を受ける外国人投資家により保有されている米ドル建またはユーロ建の国債は、2022年3月31日現在においてIAS第39号に基づき減損しているでしょうか。

回答

IAS第39号では、資産の当初認識以降に発生した1つまたは複数の事象(損失事象)の結果として減損の客観的な証拠が存在する場合に限り、金融資産または金融資産のグループは減損しており、減損損失が生じています。減損の原因となった、単一で別個の事象は識別できない可能性があります。むしろ、いくつかの事象の複合的な影響により減損が生じる可能性があります。

以下の要因は、集合的に、2022年3月31日現在において、ロシア国債について減損損失が発生していることの客観的な証拠を提供します。

発行者の重大な財政的困難: 主要な格付会社は、制裁措置を遵守するために事後的に当該会社による格付けを撤回し、ほとんどの国債の発行が「格付けなし」とされましたが、格付会社は3月中の差し迫った債務不履行を予告しました。

さらに、ロシアに対して導入された重大な制限措置や制裁措置、およびロシア国内の営業またはロシアとの営業を停止した企業の数が多いことも、ロシアの著しい財政的困難の兆候となります。

債務不履行や利息もしくは元本の滞納などの契約違反: 契約違反を裏付ける観察可能なデータは減損の兆候になります。これには、支払漏れ、延滞、契約条件で認められていない場合におけるロシア・ルーブルによる支払が含まれます。

財政的困難による金融資産についての活発な市場の消滅: 企業の金融商品がもはや公開市場で取引されていないために活発な市場が消滅することは、必ずしも減損の証拠に該当しません。しかし、この場合、活発な市場の消滅はロシアに対する制限措置および制裁措置によるものです。すなわち、ロシアのウクライナ侵攻の結果として課せられた制裁措置や制限措置は、ロシアが活発な市場の消滅を生じさせるような財政的困難に直面していることの証拠に該当します。

公正価値の下落: 取得原価または償却原価を下回る、債券の公正価値の著しい下落は、他の利用可能な情報とともに検討し、特にそのような下落が可能性の高い債務不履行のシナリオを示唆する場合には、減損損失の客観的な証拠が存在するという見解を集合的に裏付けることとなります。例えば、2022年3月31日現在において、米ドル建およびユーロ建のロシア国債の著しい市場価値の下落があり、ディープ・ディスカウントで取引されていた場合が該当します。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.